

別表1(第4条関係)

1 補助事業	2 補助事業の内容
ものづくり事業化事業	新商品開発のための調査研究、技術開発、試作研究、試作改良及び製品の生産・製造工程などに関する開発や技術的改善のために行う調査・研究開発
ICT化ビジネスモデル開発事業	情報通信技術関連のビジネスモデルを開発するため行う調査・研究開発
建設業新分野進出事業	建設業者等が建設業以外の新分野に参入するために行う調査・研究開発
建設業介護ビジネス参入事業	建設業者等が新たに介護ビジネスへの参入すること又は現に介護ビジネスを展開している建設業者等が介護サービスの拡充や新しい介護サービスを提供するために行う調査・研究開発
農医協働連携事業	医療、健康等のニーズに応える農業技術及び医療的知見を活用した機能性農作物等を開発するために行う調査・研究開発
共同受注促進事業	異業種の中小企業どうしが連携して共同受注グループを結成し、高付加価値の商品を開発するために行う調査・研究開発
雇用維持企業再構築研究開発事業	現状の雇用維持を図るために、新商品開発、既存製品の改良、生産・製造工程などの技術的改善のために行う調査・研究開発
コンテンツ活用ビジネス支援事業	コンテンツ(コンテンツの創造、保護および活用の促進に関する法律(平成16年法律第81号)第2条第1項に規定する「コンテンツ」をいう。以下同じ。)又はコンテンツを活用した製品・サービスを開発するために行う調査・研究開発
その他の事業	上記以外の異業種や新分野への新規展開、新サービスの提供方法の開発、既存サービスの提供方法の改善、新商品の開発、新商品開発のための生産工程の開発及び既存商品の生産工程の改善のために行う調査・研究開発

別表2(第4条関係)

1 補助メニュー	2 補助対象経費		3 補助金上限額	4 事業実施期間
	区分	内容		
調査支援型 補助事業の内容が事業可能性調査や基礎的な調査研究段階において適用	1 原材料費	新商品の試作品の原材料・副資材の購入経費又は実験等に要する原材料・試薬・動植物等の購入費	100万円	最長12か月
	2 ソフトウェア開発環境使用料	ソフトウェア開発に必要な開発環境の使用料(サーバー利用料等)		
	3 機器・設備使用料	機器・設備の借用又は機器・設備を有する外部施設等の利用に要する経費		
	4 委託費	実験・研究の外部委託に要する経費、新商品の試作品の品質・性能の評価の外部委託に要する経費又は試作品等の開発の外部委託に要する経費(県内事業者が実施したものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と事前に県が認めた場合については、この限りでない。)		
	5 共同研究費	県内外の大学等と共同研究契約を締結して行う共同研究経費		
	6 外部専門家受入経費	補助事業者自らが新分野や新サービスに関する専門知識や、新商品開発のための技術的ノウハウ等を得るために、外部専門家の受入に要する経費(専門家への旅費・謝金、専門家を招いての従業員講習のための会場借上料等)		
	7 その他の経費	その他研究開発に必要と認められる経費 (市場や技術の動向を調査するために参加・出展する展示会等の入場料・出展料、新サービスや異業種進出の可能性を調査するためのセミナー等の参加費、新サービスや新商品の消費者モニター調査等の協力者へ支払う旅費・謝金、職員旅費、文献等購入費、ニーズ調査や実験用の消耗品、通信運搬費、事務雑費など)		

研究開発支援型 補助事業の内容が事業化に向けて行う研究開発段階(基礎的な調査研究を終え、その結果を踏まえ事業化に向けてより具体的・発展させた研究開発が必要となっている段階)において適用	1 原材料費	新商品の試作品の原材料・副資材の購入経費又は実験等に要する原材料・試薬・動植物等の購入費		
	2 ソフトウェア開発環境使用料及び購入費	ソフトウェア開発に必要な開発環境の使用料及び購入経費(サーバー利用料や開発に必要なソフトウェア購入経費など。取得金額30万円未満のものに限る。)		
	3 機器・設備費	機器・設備の購入(取得金額30万円未満のものに限る)、借用、修繕、改修に要する経費又は機器・設備を有する外部施設等の利用に要する経費		
	4 減価償却費	研究開発に供するため新たに購入する、取得金額30万円以上の機器・設備又はソフトウェアについて、補助事業実施期間中に発生する減価償却経費		
	5 委託費	実験・研究の外部委託に要する経費、新商品の試作品の品質・性能の評価の外部委託に要する経費又は試作品等の開発の外部委託に要する経費(県内事業者が実施したものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が事前に認めた場合については、この限りでない。)		
	6 共同研究費	県内外の大学等と共同研究契約を締結して行う共同研究経費。	500万円	最長24か月
	7 外部専門家受入経費	補助事業者自らが新分野や新サービスに関する専門知識や、新商品開発のための技術的ノウハウ等を得るために行う、外部専門家の受入に要する経費(専門家への旅費・謝金、専門家を招いての従業員講習のための会場借上料等)		
	8 直接人件費	研究開発に直接従事する従業員、アルバイト等の研究開発に従事する時間分の給与、賃金 補助対象経費の配分は補助対象経費の合計の30%以内とする(ただし、補助事業の内容が情報通信技術関連の研究開発の場合は適用しない)。		
	9 産業財産導入費	必要な産業財産権を導入するための経費		
	10 その他の経費	その他研究開発に必要と認められる経費 (市場や技術の動向を調査するために参加・出展する展示会等の入場料・出展料、新サービスや異業種進出の可能性を調査するためのセミナー等の参加費、新サービスや新商品の消費者モニター調査等の協力者へ支払う旅費・謝金、職員旅費、文献等購入費、ニーズ調査や実験用の消耗品、通信運搬費、事務雑費など)		

(特記事項)

- 1 研究開発支援型において、補助対象経費5及び6の補助対象経費の配分は、補助対象経費の合計の50%以内とする。
- 2 研究開発支援型において、補助対象経費8に係る補助対象経配分は、平成30年度に交付決定する補助事業者に限り、補助対象経費の合計の50%以内とする。

別表3(第5条関係)

補助金交付申請書の提出先

1 補助メニュー	2 補助事業者の主たる事務所の所在地(注)	3 補助金交付申請書の提出先
調査支援型	鳥取市又は岩美郡若しくは八頭郡の町	鳥取県知事
	倉吉市又は東伯郡の町	中部総合事務所長
	米子市若しくは境港市又は西伯郡若しくは日野郡の町	西部総合事務所長
研究開発支援型	県内全市町村	鳥取県知事

注:県外に主たる事務所をもつ者が、県内に設置する支社等で調査・研究開発を行う場合は、当該県内支社等の所在地と読み替える。